

世田谷区内に土地・家屋をお持ちの方へ

適切な管理がされていない空き家は

土地の「固定資産税・都市計画税」が

大きく「増額」になる可能性があります

重要な
お知らせ

～「空家等対策の推進に関する特別措置法」が改正されました～

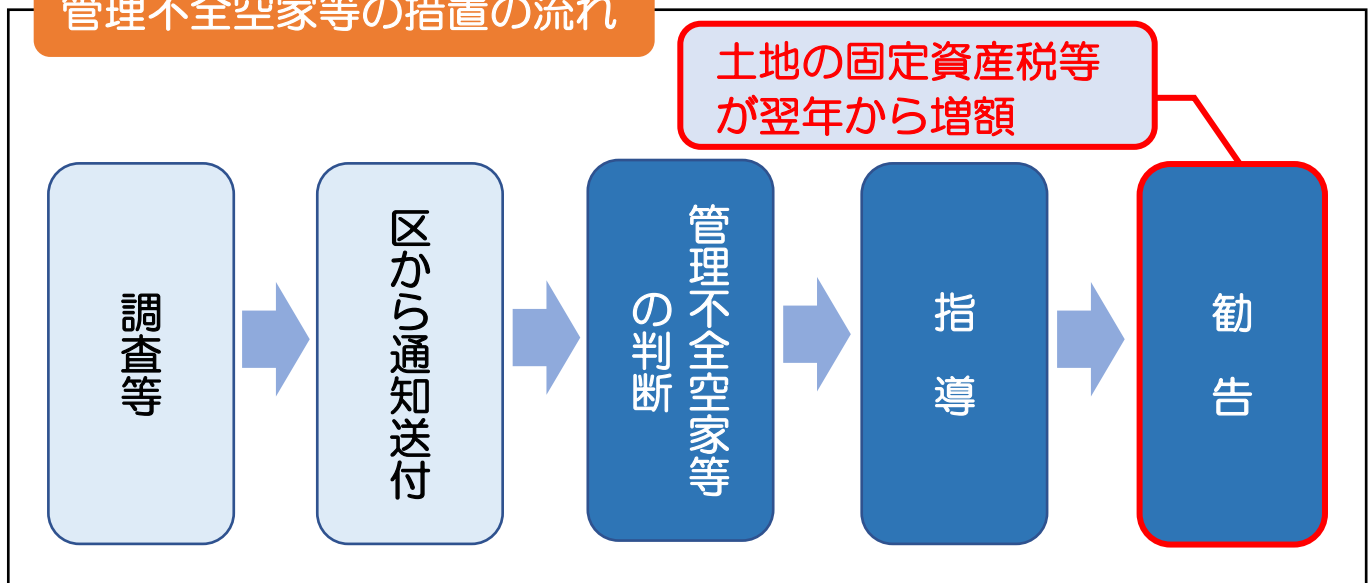
勧告を受けた「管理不全空家等」の敷地は、固定資産税等の賦課期日（毎年1月1日）までに、勧告に対する必要な措置が講じられない場合は、地方税法により、固定資産税等の住宅用地に係る課税標準の特例の対象から除外されます。

管理不全空家等とは

放置すれば特定空家等[※]になるおそれのある空家等のことです。

※周囲に著しい悪影響を及ぼす空家等

管理不全空家等の措置の流れ



お問合せ先

<管理不全空家等に関すること>

世田谷区 防災街づくり担当部 建築安全課 空家・老朽建築物対策担当

電話：03-6432-7183 FAX：03-6432-7987

<住宅用地特例、固定資産税等に関すること>

東京都主税局 世田谷都税事務所 電話：03-3413-7111